

秋田県資金管理運用方針

第一 趣 旨

この方針は、県資金の確実かつ効率的な運用を図るため、その管理及び運用に係る基本的な針等について、必要な事項を定める。

第二 資金管理運用方針の対象資金

この方針の対象となる資金は、会計管理者が保管する歳計現金及び歳入歳出外現金（病院事会計を除く。以下「歳計現金等」という。）並びに一時借入金並びに基金とする。

第三 資金運用の基本方針

第一に、各資金全体の元本確保に努めなければならない。

第二に、歳計現金等は支払準備金に、また基金は将来の取崩計画に支障のないよう、流動性確保に努めなければならない。

第三に、安全性及び流動性を確保した上で、効率性の追求に努めなければならない。

第四 資金運用計画の策定

1. 資金収支計画及び基金計画の策定

資金運用計画の策定に当たり、資金収支計画及び基金計画を次により策定するものとする

（1）歳計現金等

原則として毎月及び毎年度、会計課が各課及び地方公所の収支計画を基に資金収支計を策定するものとする。

ただし、資金収支予定額に大きな変更が生じた場合等においては、必要に応じ、当該支計画を見直すものとする。

（2）基 金

財政課は、原則として毎年度、各基金所管課と調整の上、基金の積み立て及び取り崩の計画（以下「基金計画」という。）を策定するものとする。

ただし、基金計画の見込額に大きな変更が生じた場合は、必要に応じ、関係各課と調のうえ当該基金計画を見直すものとする。

2. 資金運用計画の策定

毎年度の資金運用計画は関係部局と調整の上、秋田県資金管理会議（以下「資金管理会議」という。）において策定し、知事に報告するものとする。

ただし、資金収支計画若しくは基金計画又は市場金利等の動向に大きな変化があった場合においては、必要に応じ、当該資金運用計画を見直すものとする。

第五 資金運用方法の基本原則

1. 歳計現金等

歳計現金等の運用に当たっては、元本の安全性、流動性の確保に努めなければならない。

（1）当座借越及び一時借入金

当座勘定借越契約及び一時借入金契約は、支払準備金の安定的な確保を図るため、指金融機関その他の金融機関等を行うものとする。

（2）当座勘定借越契約の担保預金

当座勘定借越契約の担保預金については、歳計現金の資金調達コストの縮減を図るため一定の額を指定金融機関に預託することができる。

（3）余裕資金の短期運用（1年以下の運用）

余裕資金の発生が見込まれる場合には、資金運用計画の範囲内で預金又は債券により用するものとする。

2. 基 金

基金の管理及び運用に当たっては、基金計画に基づき、元本の安全性を確保した上で、効性の追求に努めなければならない。

なお、基金の管理については、財政課及び各基金所管課が調整の上、方針を定め、これに基づき会計課が運用を一括して行うものとする。

(1) 短期運用（1年以下の運用）

短期運用については、資金運用計画の範囲内で、預金又は債券により運用するものとする。

ただし、預金による運用の場合は、歳計現金の一時借入金に係る資金調達コストの縮を図るため、原則として、借り入れする金融機関に預託するものとする。

(2) 中長期運用（1年を超える運用）

中長期運用は、将来の基金計画に支障のない場合においてすることができる。

また、中長期運用は、資金運用計画の範囲内で、可能な限り債券により運用するものとする。

(3) 基金繰替運用

基金繰替運用は、財政上必要があると認められるときに行うことができる。

基金所管課は、繰替運用をしようとするときは、事前に会計管理者に協議するものとする。

知事は、繰替運用を決定した場合は、その旨を会計管理者に通知するものとする。

第六 債券運用（1年を超える中長期運用）の基本原則

1. 債券運用計画の策定

1年を超える中長期の債券運用をするに当たっては、債券の種別、上限額及び期間等を明にした債券運用計画を策定するものとする。

ただし、資金収支計画若しくは基金計画又は市場金利等の動向に大きな変化があった場合においては、必要に応じ、当該債券運用計画を見直すものとする。

債券運用計画の策定に当たっては、各基金所管課及び財政課と調整しなければならない。

2. 債券購入時期の分散

債券購入に当たっては、市場リスク(価格変動リスク)回避のため、購入時期を分散するものとする。

第七 リスク管理の基本原則

1. 運用対象とする金融商品の基準

資金運用の対象とする金融商品は、次のとおりとする。

- (1) 普通預金
- (2) 当座預金
- (3) 通知預金
- (4) 別段預金
- (5) 大口定期預金
- (6) 譲渡性預金
- (7) 為替予約付き外貨預金
- (8) スーパー定期預金
- (9) 変動金利定期預金
- (10) 国債
- (11) 政府保証債
- (12) 地方債
- (13) 財投機関債
- (14) 社債（発行体が債務履行の確実性が高いと判断される格付けを取得していること。）

(15) 地方公共団体金融機構債

2. 金融商品の運用期間

- (1) 1－(1)から(9)の金融商品については5年以内の期間で運用するものとする。
- (2) 1－(10)から(15)の金融商品については20年以内の期間で運用するものとする。

3. 金融商品の満期保有

満期設定のある金融商品は、原則として、その満期到来日まで保有するものとする。

ただし、流動性の確保等やむを得ない場合には、歳計現金及び基金それぞれの資金全体の
本割れが生じない範囲で、途中解約又は売却を行うことができる。

4. 運用先金融機関の基準

公金を預金（1－(1)から(9)の金融商品。以下同じ。）で運用する場合は、安全な金融
関を選択することが最優先課題であるため、金融機関の経営状況を的確に把握した上で、次
基準により運用先の金融機関を選択するものとする。

[選択基準]

- ① 公金を預金で運用する場合は、自己資本比率、不良債権比率及び経常利益等の経営指
などから、総合的に判断して経営状況が健全であること。
- ② 原則として、県の預金債権との相殺が可能な証書借り入れの方法による県債を保有し
いること。

第八 管理体制

ペイオフなど、金融環境の変化に対応し、県資金の確実かつ効率的な運用を図るため、その
用及び管理に関し、資金管理会議において必要な検討を行うものとする。

第九 運用結果の公表

資金運用状況は、毎年度その運用結果をとりまとめ資金管理会議に報告するほか、ホームペ
ジを利用して公表するものとする。

第十 資金管理運用方針の見直し

この方針は、その内容を毎年度見直すものとする。

第十一 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この資金管理運用方針は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この資金管理運用方針は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この資金管理運用方針は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この資金管理運用方針は、平成19年 7月 4日から施行する。

附 則

この資金管理運用方針は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この資金管理運用方針は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この資金管理運用方針は、令和 2年 4月 1日から施行する。